

随意契約結果書

物品等の名称 及び数量	浜田河川国道事務所浄化槽緊急修繕
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 浜田河川国道事務所長 中野 崇 (島根県浜田市相生町3973)
契約締結日	令和5年9月7日
契約の相手方の 氏名及び住所	山陰クボタ水道用材(株) (島根県松江市平成町182番地15)
契約金額	金2,061,400円 ※消費税及び地方消費税相当額を含む。
予定価格	金2,061,400円 ※消費税及び地方消費税相当額を含む。
随意契約による こととした理由	別紙「随意契約理由書」のとおり
備 考	

随意契約理由書

件名 浜田河川国道事務所浄化槽緊急修繕

理由 本件は、浜田河川国道事務所に設置されている浄化槽に設置されている原水ポンプ1台と制御盤の修繕を行うものである。

今回交換を行おうとする原水ポンプは浄化槽内に流入した汚水を循環させ、次の槽に送るために必要不可欠のものである。今回、原水ポンプが故障したため、浄化槽内に汚水がたまりつづけ、トイレ等からの汚水が浄化槽内から地上にあふれてしまう恐れが生じた。衛生上及び悪臭で近隣住民に多大な影響を及ぼす。

また、浄化槽を制御する制御盤が故障しかかっていることが同時に判明した。制御盤が故障するとポンプが正常に作動せず、ポンプのみを修繕したとしてもポンプ等が正常に作動しないおそれがある。

これらの設備の故障により、浄化槽内への汚水流入を防ぐため、トイレ等を含め事務所からの排水ができなくなることから、業務継続が不可能となるため、本件の対応は緊急に行う必要がある。

下記の業者は多くの実績をもつ業者であり、浄化槽ブロワーの構造を熟知し、かつ事務所近くに営業所を有していることから、緊急的にかつ的確に対応が出来る唯一の業者である。

適用法令 会計法第29条の3第4項
予算決算及び会計令第102条の4第3号

記

山陰クボタ水道用材株式会社